

# 子どもたちの食の現状と 食育推進計画

平成30年3月

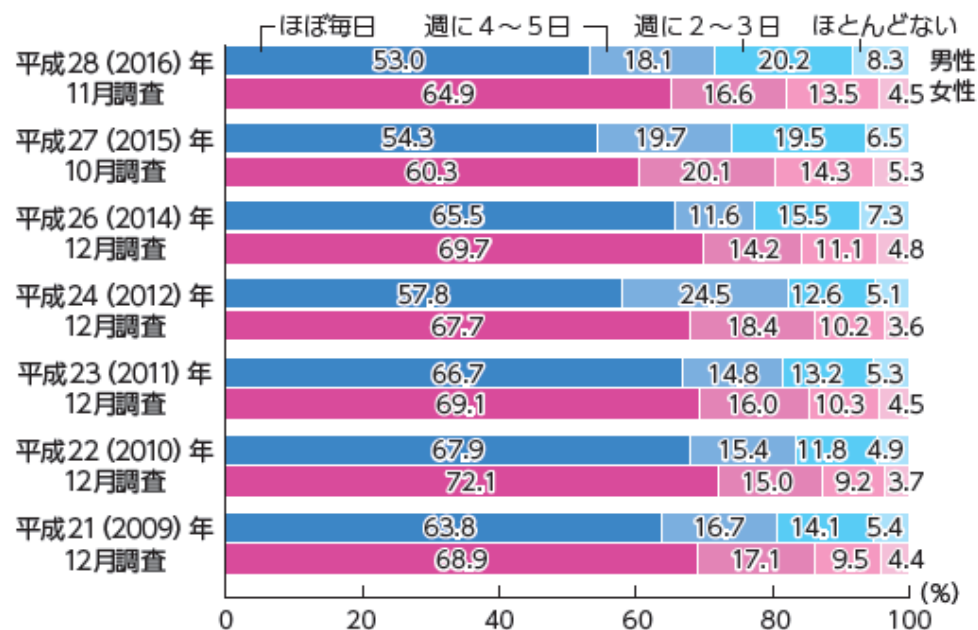
近畿農政局経営・事業支援部地域食品課

# I 食をめぐる事情について

## 1 食生活の動向と食育実践(1)

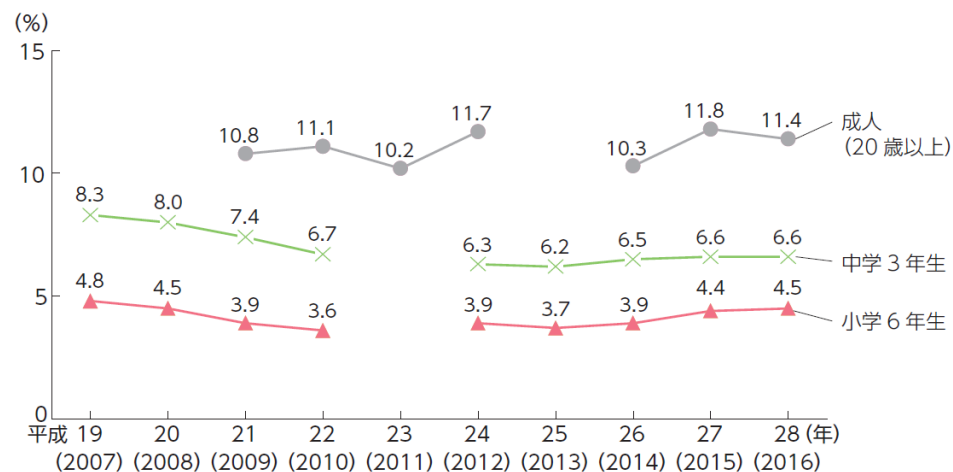
- 「主食、主菜、副菜」を組み合わせた食生活の実践は、多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をバランスよくとることができる食生活の基本形。栄養バランスに配慮した食生活を実践している人は、男性で53.0%、女性で64.9%。特にここ2年の結果を見ると、男女ともにその割合はやや低下傾向。
- 朝食を欠食する人の割合は、成人で11.4%、中学3年生で6.6%、小学6年生で4.5%。

＜主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合＞



資料：農林水産省(平成27年までは内閣府)「食育に関する意識調査」

＜朝食を欠食する人の割合の推移＞



※成人については「週に2~3日食べる」「ほとんど食べない」と、児童・生徒については「あまり食べていない」「全く食べていない」と回答した人の割合。

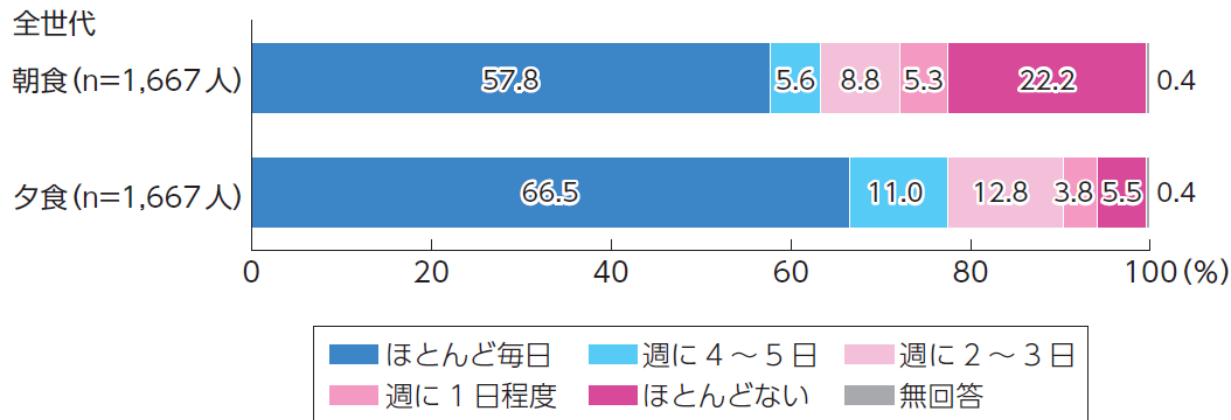
資料：(成人) 農林水産省(平成27(2015)年までは内閣府)「食育に関する意識調査」(児童・生徒) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

# I 食をめぐる事情について

## 1 食生活の動向と食育実践(2)

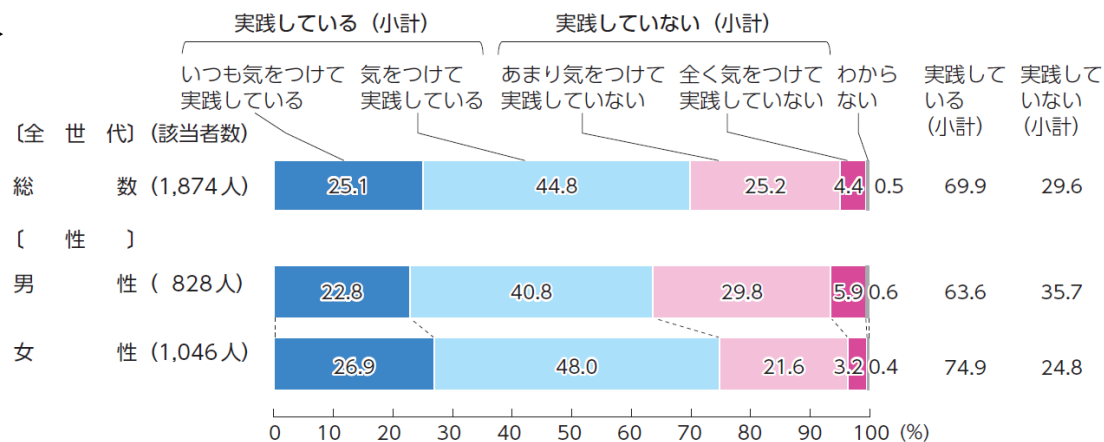
- 家族と同居している人に、家族と一緒に朝食と夕食を食べる頻度について尋ねたところ、「ほとんど毎日」一緒に食事を食べると回答した人は6割程度。
- 生活習慣病の予防や改善のために普段から適正体重の維持や減塩などの食生活に「いつも気をつけて実践している」または「気をつけて実践している」と回答した人は69.9%で、女性でその割合が高い。

### <家族と一緒に食べる頻度>



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」(平成28年11月実施)

### <生活習慣病の予防や改善のための食生活の実践>



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」(平成28年11月実施)

## 2 生産から消費に至る食の循環への理解増進と食育実践(1)

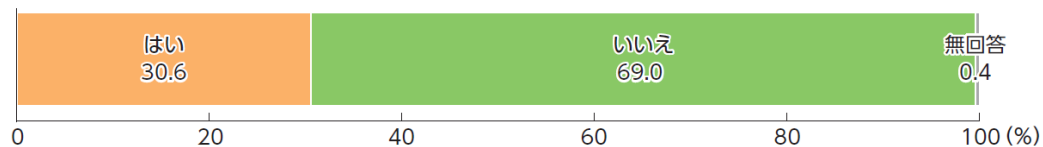
- 農林漁業体験を経験した国民（本人又は家族）の割合は30.6%。体験の際に農林漁業に携わる者から直接指導を受けた人は83.0%。
- 農林漁業体験に参加して変化したことは、「自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」が最も高く、次いで「地元産や国産の食材を積極的に選ぶようになった」が続く。農林漁業に携わる者の積極的な関与があるかどうかで結果に違い。

### <農林漁業体験を経験した国民(本人又は家族)の割合>

### <農林漁業に携わる者の指導を受けた体験の有無>

Q. 本人又は家族が、農林漁業体験に参加したことがあるか

Q. 農林漁業に携わる者の指導を受けての農林漁業体験に参加したことがあるか

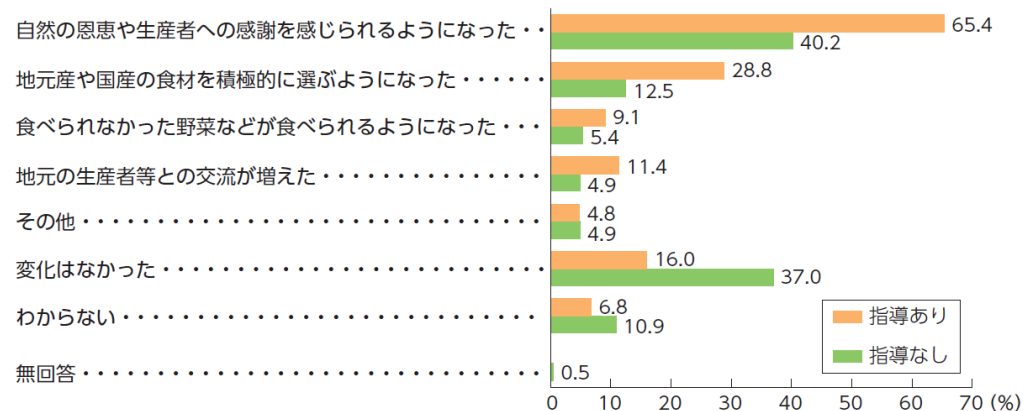


資料：農林水産省「食生活及び農林漁業体験に関する調査」  
(平成28(2016)年10～11月実施)

資料：農林水産省「食生活及び農林漁業体験に関する調査」  
(平成28(2016)年10～11月実施)

注：農林漁業体験に本人又は家族が参加したことがある人が対象

### <農林漁業体験に参加して変化があったこと(農林漁業者による指導の有無別)>



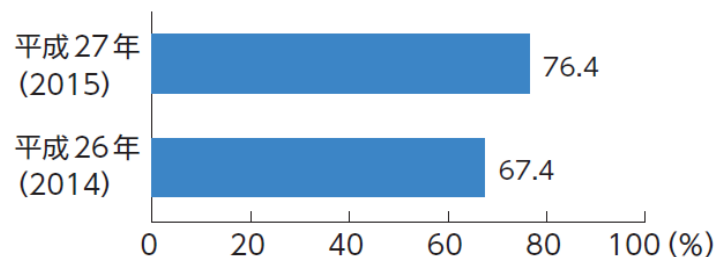
資料：農林水産省「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(平成28(2016)年10～11月実施)

注：農林漁業体験に本人又は家族が参加したことがある人が対象  
複数回答

## 2 生産から消費に至る食の循環への理解増進と食育実践(2)

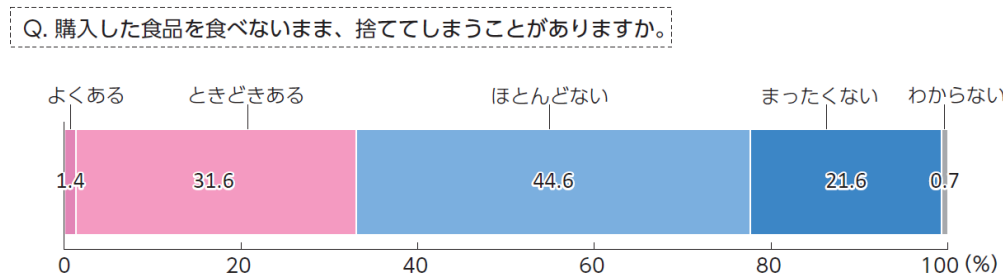
- 食品ロスは事業系が330万トン、家庭系が302万トン（平成25年度推計）。食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合は76.4%。
- 購入した食品を食べないまま、捨ててしまうことがあるか聞いたところ、『ある』（「よくある」と「ときどきある」の計）が33.1%、『ない』（「ほとんどない」と「まったくない」の計）が66.2%。『ある』と回答した者の捨ててしまった原因は、「消費・賞味期限内に食べられなかった」、「購入後、冷蔵庫や保管場所に入れたまま存在を忘れてしまった」等であり、必要以上に在庫を抱えている状況。

＜食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合＞



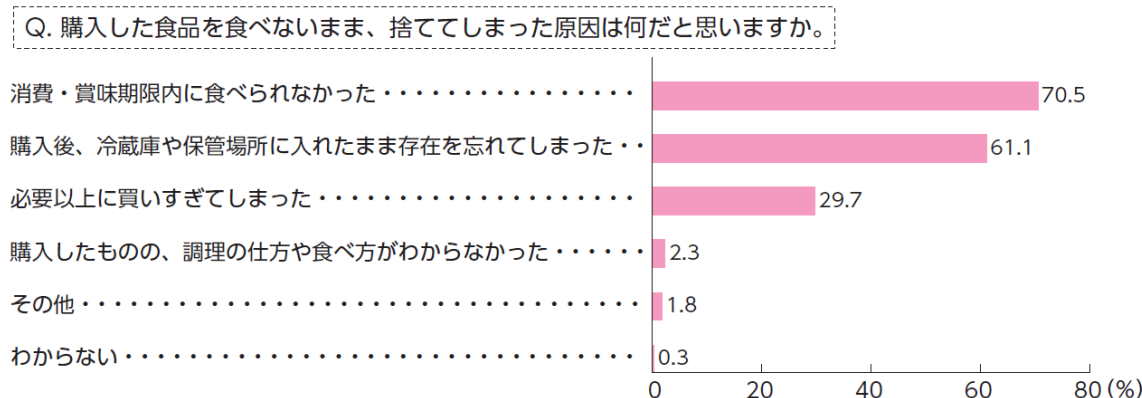
資料：消費者庁「消費者意識基本調査」

＜食品ロスの実態＞



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(平成28(2016)年11月実施)

＜食品ロスの原因＞



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(平成28(2016)年11月実施)

注：購入した食品を食べないまま、捨ててしまうことが「よくある」又は「ときどきある」と答えた人が対象  
複数回答

# 1 食育推進施策の基本的枠組

### ○食育基本法(平成17年法律第63号)

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布、同年7月に施行。
- 食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。
- 食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮することが求められる。

### ○食育推進基本計画

- 平成28年3月には、過去5年間の食育に関する取組の成果と課題を踏まえ、「第3次食育推進基本計画」を決定。平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とし、食育の推進に当たっての基本的な方針や目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示。
- 基本的な方針として、以下の5つの重点課題を規定。
  - (1) 若い世代を中心とした食育の推進
  - (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進、
  - (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
  - (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
  - (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

## 2 第3次食育推進基本計画

### 食育基本法(平成17年法律第63号(議員立法))

目的：食育に関する施策の総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与

### 食育推進会議(基本法第26条)

会長：農林水産大臣  
委員：農林水産大臣の申出により内閣総理大臣が指定する  
国務大臣及び農林水産大臣が任命する民間有識者

### 食育推進評価専門委員会(食育推進会議会長決定)

構成員：食育推進会議の民間有識者委員  
同会議の専門委員

### 食育推進基本計画(基本法第16条)

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的な事項を定めるもの

### 第3次食育推進基本計画

平成28年3月18日 食育推進会議決定  
※計画期間：平成28年度～32年度までの5年間

## 第3次食育推進基本計画の構成

### はじめに

1. 食をめぐる現状
2. これまでの取組と今後の展開

### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. **重点課題**
2. 基本的な取組方針

### 第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方
2. 食育の推進に当たっての**目標**

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項 **具体的な施策**

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

※それぞれの事項について、以下の項目を記述。

- (1) 現状と今後の方向性、
- (2) 取り組むべき施策

### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
3. 積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

## (1) 計画の重点課題

### 第3次食育推進基本計画

**これまでの取組** 第2次食育推進基本計画(平成23年～27年)に基づく取組として、家庭、学校等、地域において食育を推進

#### 食をめぐる状況 の変化

- ①若い世代の食育の実践に関する改善、充実の必要性
- ②世帯構造の変化
- ③貧困の状況にある子供に対する支援の推進
- ④新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化
- ⑤食品ロスの削減を目指した国民運動の開始
- ⑥「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録決定
- ⑦市町村の食育推進計画作成率に関する課題

#### 重点課題

##### <1>若い世代を中心とした食育の推進

➤若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進

##### <2>多様な暮らしに対応した食育の推進(新)

➤様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるような食体験や共食の機会の提供

##### <3>健康寿命の延伸につながる食育の推進

➤健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等及びメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防などの推進

##### <4>食の循環や環境を意識した食育の推進(新)

➤食の生産から消費までの食の循環の理解、食品ロスの削減等の推進

##### <5>食文化の継承に向けた食育の推進(新)

➤和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への理解等の推進

#### 取組の視点

- ①子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進
- ②国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら取組を推進



### (2) 計画の具体的な施策(1)

#### <重点課題>

#### <1>若い世代を中心とした食育の推進

- ◆ **子供・若者の育成支援における共食等の食育推進**  
(1.家庭における食育の推進)  
→共食の推進、食に関する学習や体験活動の充実等
- ◆ **若い世代に対する食育推進**  
(3.地域における食育の推進)  
→若い世代に対する効果的な情報提供、地域等での共食の推進等
- ◆ **「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組**  
(6.食文化の継承のための活動への支援等)  
→若い世代への「和食」の継承の推進

#### <2>多様な暮らしに対応した食育の推進(新)

- ◆ **妊産婦や乳幼児に関する栄養指導**  
(1.家庭における食育の推進)  
→個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導等の推進等
- ◆ **貧困の状況にある子供に対する食育推進**  
(3.地域における食育の推進)  
→「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく食育の推進、ひとり親家庭の子供の居場所づくり、子供の未来応援国民運動による関係NPO等への支援等
- ◆ **高齢者に対する食育推進**  
(3.地域における食育の推進)  
→高齢者の孤食への優良な取組事例の紹介等

#### <3>健康寿命の延伸につながる食育の推進

- ◆ **健康寿命の延伸につながる食育推進**  
(3.地域における食育の推進)  
→生活習慣病の予防改善、減塩の推進、栄養表示の普及啓発等
- ◆ **歯科保健活動における食育推進**  
(3.地域における食育の推進)  
→「8020（ハチマル・ニイマル）運動」、「噛ミング30」の推進等
- ◆ **高齢者に対する食育推進**  
(3.地域における食育の推進)  
→高齢者の低栄養の予防、管理栄養士の人材確保等
- ◆ **食品関連事業者等における食育推進**  
(3.地域における食育の推進)  
→健康に配慮した商品、メニューの提供への積極的な取組、食に関する情報や体験活動の機会の提供等
- ◆ **食育推進運動に資する情報の提供**  
(4.食育推進運動の展開)  
→スマート・ライフ・プロジェクトによる優良企業の表彰等

#### <4>食の循環や環境を意識した食育の推進(新)

- ◆ **学校給食の充実**  
(2.学校、保育所等における食育の推進)  
→地域の農林水産物の安定供給、地場・国産食材の活用
- ◆ **農林漁業者等による食育推進**  
(5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)  
→幅広い世代への農林漁業体験の機会の提供等
- ◆ **都市と農山漁村の共生・対流の促進**  
(5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)  
→グリーンツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者の交流促進等
- ◆ **地産地消の推進**  
(5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)  
→国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動の展開等
- ◆ **食品ロス削減を目指した国民運動の展開**  
(5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)  
→国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等が連携した食品ロス削減国民運動の展開等
- ◆ **バイオマス利用と食品リサイクルの推進**  
(5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)  
→バイオマスの有効活用、食品リサイクルの取組促進等

### (2) 計画の具体的な施策(2)

#### <5>食文化の継承に向けた食育の推進(新)

- ◆ **学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用**  
(6.食文化の継承のための活動への支援等)  
→学校給食の献立への郷土料理等の取り入れ、  
「和食給食応援団」を通じた和食の継承、  
国民文化祭を活用した地域の郷土料理等の全国発信等

- ◆ **「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組**  
(6.食文化の継承のための活動への支援等)  
→「和食」の提供機会の拡大、和の文化の一体的な魅力発信、  
保護・継承のための産学官の連携等

- ◆ **地域の食文化の魅力を再発見する取組**  
(6.食文化の継承のための活動への支援等)  
→伝統食材等の魅力再発見等のための地域における食育活動の推進

#### <目標達成に向けた施策>

- ◆ **子供の基本的な生活習慣の形成**  
(1.家庭における食育の推進)  
→「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進等
- ◆ **「ゆう活」等のワーク・ライフ・バランス推進**  
(1.家庭における食育の推進)  
→ワーク・ライフ・バランスの推進を踏まえた家庭における共食等の  
食育の推進
- ◆ **学校給食の充実**  
(2.学校、保育所等における食育の推進)  
→中学校の給食の拡充、各教科等の食に関する指導と関連づけた活用等
- ◆ **「食育ガイド」等の活用促進**  
(3.地域における食育の推進)  
→「食育ガイド」「食事バランスガイド」「食生活指針」の普及啓発等
- ◆ **食育に関する国民への理解の増進**  
(4.食育推進運動の展開)  
→ライフステージに応じた具体的な実践や活動の提示による理解の促進等

- ◆ **ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等**  
(4.食育推進運動の展開)  
→ボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備等
- ◆ **リスクコミュニケーションの充実**  
(7.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究情報の提供及び国際交流の推進)  
→食品の安全性についてのリスクコミュニケーションの積極的実施
- ◆ **食品表示の適正化の推進**  
(7.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究情報の提供及び国際交流の推進)  
→食品表示の適正化、食品の機能性等の表示制度に関する理解促進等
- ◆ **食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進**  
(7.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究情報の提供及び国際交流の推進)  
→オリンピック・パラリンピック東京大会等の機会を活用した日本の食文化  
の海外展開等
- ◆ **地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進**  
(第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項)  
→市町村における推進計画の作成推進のための積極的な働きかけ、  
必要な資料や情報提供等適切な支援

## II 食育の推進に関する枠組・体制について - 2 第3次食育推進基本計画

### (3) 計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

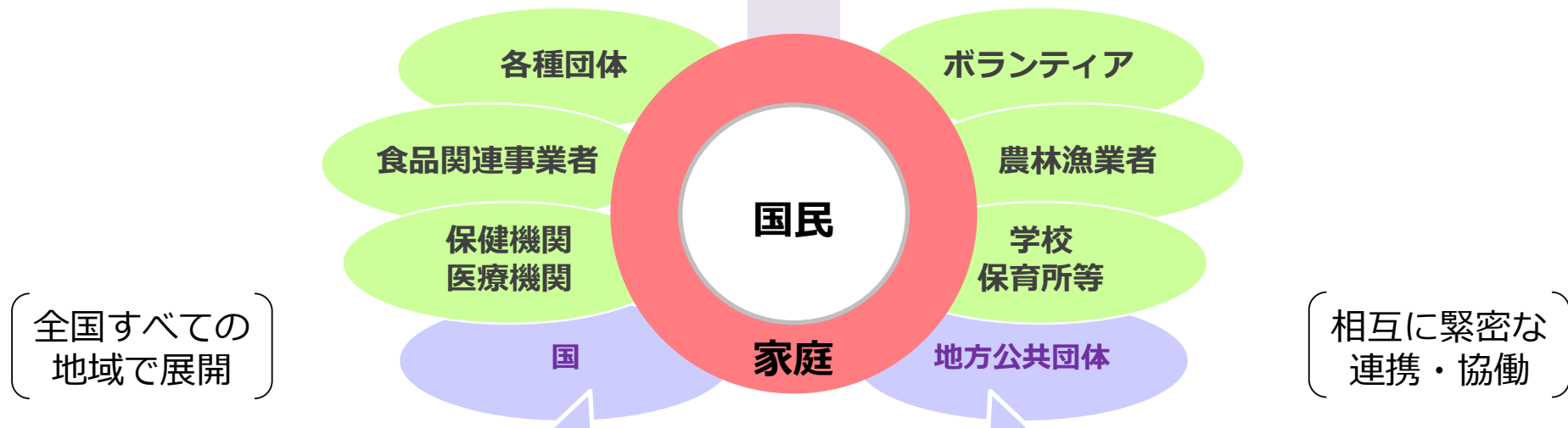
目標				目標			
具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値(平成27年度)	現状値(平成28年度)	目標値(平成32年度)	具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値(平成27年度)	現状値(平成28年度)	目標値(平成32年度)
<b>1 食育に関心を持っている国民を増やす</b>				<b>9 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす</b>			
① 食育に関心を持っている国民の割合	75% <sup>*1</sup>	79.6% <sup>*2</sup>	90%以上	⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2% <sup>*1</sup>	51% <sup>*2</sup>	55%以上
<b>2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</b>				<b>10 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす</b>			
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回 <sup>*1</sup>	週10.1回 <sup>*2</sup>	週11回以上	⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人 <sup>*11</sup> (26年度)	35.0万人 <sup>*12</sup> (27年度)	37万人以上
<b>3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</b>				<b>11 農林漁業体験を経験した国民を増やす</b>			
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6% <sup>*1</sup>	71.4% <sup>*2</sup>	70%以上	⑮ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2% <sup>*13</sup>	30.6% <sup>*14</sup>	40%以上
<b>4 朝食を欠食する国民を減らす</b>				<b>12 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす</b>			
④ 朝食を欠食する子供の割合	4.4% <sup>*3</sup>	4.5% <sup>*4</sup>	0%	⑯ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4% <sup>*15</sup> (26年度)	76.4% <sup>*16</sup> (27年度)	80%以上
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	24.7% <sup>*1</sup>	22.6% <sup>*2</sup>	15%以下	<b>13 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす</b>			
<b>5 中学校における学校給食の実施率を上げる</b>				⑰ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6% <sup>*1</sup>	41.5% <sup>*2</sup>	50%以上
⑥ 中学校における学校給食実施率	87.5% <sup>*5</sup> (26年度)	88.8% <sup>*6</sup> (27年度)	90%以上	⑱ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3% <sup>*1</sup>	54.6% <sup>*2</sup>	60%以上
<b>6 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす</b>				<b>14 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす</b>			
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% <sup>*7</sup> (26年度)	26.9% <sup>*8</sup> (27年度)	30%以上	⑲ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72% <sup>*1</sup>	71.8% <sup>*2</sup>	80%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合	77.3% <sup>*7</sup> (26年度)	77.7% <sup>*8</sup> (27年度)	80%以上	⑳ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8% <sup>*1</sup>	56.9% <sup>*2</sup>	65%以上
<b>7 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす</b>				<b>15 推進計画を作成・実施している市町村を増やす</b>			
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7% <sup>*1</sup>	59.7% <sup>*2</sup>	70%以上	㉑ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7% <sup>*11</sup>	78.1% <sup>*12</sup>	100%
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2% <sup>*1</sup>	39.4% <sup>*2</sup>	55%以上	資料:			
<b>8 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす</b>				*1 平成27年度「食育に関する意識調査」(内閣府)			
⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4% <sup>*1</sup>	69.9% <sup>*2</sup>	75%以上	*2 平成28年度「食育に関する意識調査」(農林水産省)			
⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 <sup>*9</sup> (26年度)	95社 <sup>*10</sup> (27年度)	100社以上	*3 平成27年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)			
				*4 平成28年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)			
				*5 平成26年度「学校給食実施状況調査」(文部科学省)			
				*6 平成27年度「学校給食実施状況調査」(文部科学省)			
				*7 平成26年度「学校給食栄養報告」(文部科学省)			
				*8 平成27年度「学校給食栄養報告」(文部科学省)			
				*9 平成26年度「Smart Life Project登録企業数」(厚生労働省)			
				*10 平成27年度「Smart Life Project登録企業数」(厚生労働省)			
				*11 平成27年度内閣府食育推進室調べ			
				*12 平成28年度農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ			
				*13 平成27年度「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(農林水産省)			
				*14 平成28年度「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(農林水産省)			
				*15 平成26年度「消費者意識基本調査」(消費者庁)			
				*16 平成27年度「消費者意識基本調査」(消費者庁)			

### 3 食育の推進体制

- 食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進。

#### 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

##### 国民運動として食育を推進



食育推進会議（食育推進基本計画の作成）

農林水産省、食品安全委員会、消費者庁、  
文部科学省、厚生労働省等の関係府省庁等  
による施策の実施

地方  
農政局等

< 食育に関する施策の総合的・計画的立案、実施 >

都道府県

都道府県食育推進会議  
|  
都道府県  
食育推進計画の作成

市町村

市町村食育推進会議  
|  
市町村  
食育推進計画の作成

< 地域の特性を生かした施策の立案、実施 >

# III 農林水産省における食育推進運動の展開

## 1 食育月間

- 食育基本法において、「重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間」を指定することと規定。それを受け、食育推進基本計画では毎年6月を「食育月間」と定めている。
- 「食育月間」においては、地方公共団体や民間団体等の協力を得て、毎年「食育推進全国大会」を開催。各地方自治体等においても、食育の推進に資する講演会やイベントを積極的に実施。
- そのほか、農林水産省では、消費者の部屋において、一般の方々に向けた食育関連の展示を実施。平成29年6月19日には、地方機関を含め、全省を挙げて『弁当の日』in農林水産省を実施。

### 6月は「食育月間」

毎月19日は「食育の日」

健康な食生活の実現  
健康寿命の延伸

実践の環をを広げよう

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることで...

農林水産省

### 農林水産省「消費者の部屋」特別展示

#### 食育の週

～食と農林水産業について知ろう、考えよう～

6月は食育月間です。

**5月29日(月)**  
**お米・米粉、かつお節**  
お米と米粉についてもっと知ってみませんか？  
かつお節削り体験も出来ます！

**実演** かつお節削り体験  
**お米食べ比べ**  
**試食** お米、米粉スイーツ

協力：一般社団法人日本穀物検定協会  
担当：政策統括官付穀物課、水産庁漁政課

**31日(水)**  
**ミルクで減塩！乳和食**  
和食の萌点を牛乳でカバール

**実演** 乳和食のデモンストラジョン(5品)  
**試食** 乳濁ごはん  
鮭のミルク塩麹漬け焼売

協力：小山浩子氏(料理研究家・管理栄養士)一般社団法人「ミルク」  
担当：生産局牛乳乳製品課

**2日(金)**  
**冷茶の美味しい淹れ方セミナー**  
夏にぴったり「冷たい緑茶」の淹れ方を紹介

**実演** 冷茶の淹れ方  
**試食** 冷茶

協力：NPO法人日本茶インストラクター協会  
担当：生産局 地域対策官

**30日(火)** **農業女子PJ**  
農業女子PJ presents  
農業女子と楽しく学ぼう！お米と野菜

**実演** 食育セミナー  
保育園児向けの食育教室  
**試食** 野菜デザート  
**販売** ジャム・ドライフルーツ

協力：農林水産省職員生活協同組合  
担当：経営局 就業、女性課

**6月1日(木)**  
**野菜・くだもの・しいたけ**  
野菜・果物をおいしく食べよう！

**実演** 果物のカフェ  
**試食** さくらんぼ、すいか、メロン、しいたけ  
**販売** さくらんぼ

協力：NPO法人 専業物健康推進協会  
農林水産省職員生活協同組合  
担当：生産局畜産作物課、林野庁経営課

※期間中 12:00～13:00 試食あり  
注) 各食事に際する実演や試食の内容については、当日変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●期間中の展示コーナー●  
国産食料・食育のeネット展示

**開催期間** 平成29年 5月29日(月)～6月2日(金)  
10時～17時(初日は12時開始、最終日は13時まで)

**開催場所** 農林水産省北別館1階「消費者の部屋」  
東京メトロ丸の内線が関駅下車A5、B3a出口すぐ

**お問い合わせ** 農林水産省食料産業局 食文化・市場開拓課 03-3502-5723  
農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課 03-6744-1971  
農林水産省「消費者の部屋」 03-3591-6529

農林水産省

### Ⅲ 農林水産省における食育推進運動の展開

## 2 食育推進全国大会

- 「食育月間」の全国規模の中核的行事として、毎年、「食育推進全国大会」を開催。
- 平成29年度は6月30日・7月1日に農林水産省、岡山市、第12回食育推進全国大会岡山市実行委員会の共催により、岡山県岡山市で開催。大会テーマは「食育は人づくり！みんなでええ『食』を次世代へ～桃太郎のまち岡山から 未来へつなげる食と健康～」。来場者が楽しみながら食育を理解し実践する契機となるよう様々なイベントが開催されるとともに、講演会やワークショップ、ブースなどによる多彩な展示が行われ、2日間で延べ2.1万人が来場。
- 平成30年度は6月23日・24日に大分県大分市で開催。

桃太郎のまち岡山から 未来へつなげる食と健康！

食育は人づくり！みんなでええ『食』を次世代へ

第12回 食育推進全国大会 in おかやま

入場無料

6/30(金) 10:30～17:00

7/1(土) 10:00～16:00

岡山コンベンションセンター

ジップアリーナ岡山

約110団体による展示、PR

各各種食育講演会

ワークショップ

楽しむ！味わう！

シンポジウム

さわかなクン

閉会式

クロージングイベント

主催 農林水産省、岡山市、第12回食育推進全国大会岡山市実行委員会

お問い合わせ先 第12回食育推進全国大会運営事務局 066-224-0415



# 3 食育白書



農林水産省 編

毎年、政府が講じた施策や食育に関する事例について、報告書を作成。例年、5～6月に閣議決定・国会提出・公表。

## （平成28年度（市販本では平成29年版）食育白書の特集）

- 1 食育をめぐる生産や消費、食生活の動向と食育の推進
- 2 食育推進計画の「今」

### 第2部 食育推進施策の具体的な取組

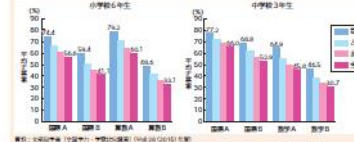
#### 第1章 家庭における食育の推進

- 子供の朝食摂取について、朝食を食べないことがある小・中学生の割合は、小学校6年生で12.7%、中学校3年生で16.6%。
- 毎日朝食を食べる子供は、学力調査の平均正答率が高い傾向。
- 「早稲米朝ごはん」国民運動の開始10周年を記念し、「1年後早稲米朝ごはん」記念式典・全国フォーラムを開催。

#### 朝食を食べないことがある小・中学生の割合



#### 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



#### 「早稲米朝ごはん」国民運動10周年記念式典・全国フォーラムの開催

「早稲米朝ごはん」については、これまで中絶や中止が繰り返されてきたという現状を踏まえ、国民運動の推進を図る。平成28年度には、国民運動から10周年を記念し、「1年後早稲米朝ごはん」国民運動10周年記念式典・全国フォーラムを開催。



#### 家庭教育支援における取組

文科省では、家庭における生活習慣の改善を、全ての地域における家庭教育支援事業や家庭教育支援センターの設置などを通じて支援している。

- 「8020（ハチマル・イチマル）運動」は、80歳になっても自分自身の力で歩ける高齢者でも増加が図られており、厚生労働省では、「80歳まで健康な高齢者の増進」を掲げ、地域で多様な取組を通じて食育を推進している。
- 農林水産省では、平成28年7～9月に予定されたアニメーション時代の視察者向けに、共食の楽しさを大切にする情報発信を実施。

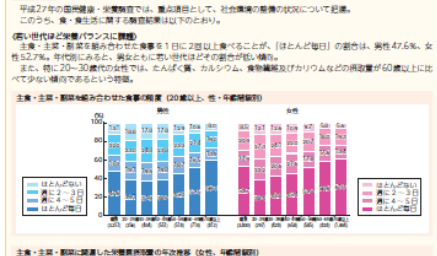
#### 事例 地域における朝と口の健康づくりを通じた食育の取組

東京都世田谷区では、東京都からの委託により、朝と口の健康づくりを通じた食育推進のため、平成21年に市内各地域で展開されている「食育の推進事業」などを展開し、「朝と口の健康づくりのための食育サポート」を実施。さらに、平成27年には、乳がん検診における食育の推進と、より実践的に取り組むために「朝と口の健康づくりのための食育サポート」を実施。地域で多様な取組を通じて食育を推進している。

#### 第8章 調査、研究その他の施策の推進

- 厚生労働省では、国民の身体的状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を毎年実施。平成27年には、社会環境の整備の状況を主要テーマとして調査を実施し、その結果を平成28年11月に公表。
- 2017年度は、食育の日食育に関する基礎データを提供することを目的として日本食品標準成分表作成、平成28年度は、日本人の伝統的な食文化を代表する食品、重要な食文化を担った食品、現在の食習慣の中で食べる機会が減った食品など45食品を追加等し、食品成分成分項目の内容を更に充実。
- 農林水産省では、食育を推進する上で必要となる農産物の生産、流通、消費に関する基礎的な統計データや要請調査の結果等を広く国民に提供。

#### コラム 平成27年度国民健康・栄養調査結果の概要



今後も、国民健康・栄養調査では、引き続き食育の推進と、様々な取組の推進に役立つデータを提供する。

#### コラム アニメーション「母と娘」とのタイアップによる若い世代

農林水産省では、平成28年7月～9月に予定されたアニメーション「母と娘」とのタイアップにより、「一緒に食卓を囲む、もっとおいしい、もっと健康的な食生活を」をテーマに、若い世代の食育を促進する「共食」を推進する。共食の楽しさを大切にする情報発信を行った。



- 「農林水産省トップページ」
- **政策情報** をクリック
  - 「白書情報」をクリック
  - 「食育白書」

# 4 食生活指針の推進

- 平成12年 3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省で国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために「食生活指針」を策定。同月、「食生活指針の推進について」を閣議決定し、食生活指針について国民各層の理解と実践を促進することを決定。
- 平成28年 6月、平成12年の策定以降にあった「食」をめぐる動きを踏まえ、内容を一部改正。

## <食生活指針(平成28年6月一部改正)>

- ☆ 食事を楽しみましょう。
- ☆ 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
- ☆ 適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。
- ☆ 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- ☆ ごはんなどの穀類をしっかりと。
- ☆ 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。
- ☆ 食塩は控えめに、脂肪は質と量を考える。
- ☆ 日本の食文化や地域の産物を生かし、郷土の味の継承を。
- ☆ 食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。
- ☆ 「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

## <指針のポイント>

- 「ゆっくりよく噛んで食べること」を具体的な実践として追加。
- 肥満予防は、引き続き必要。一方で、やせや高齢者の低栄養の予防にも着目。
- 体重だけでなく、健康状態にも留意して、無理な減量はやめるようメッセージを発信。
- 「主食、主菜、副菜」を組み合わせた食生活は、多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をバランスよくとることができる食生活の基本形。
- 高血圧予防の観点からの食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満。
- 脂質はとりすぎだけでなく、脂質の質にも配慮が必要。
- 食べ残しや食品の廃棄が与える環境への負荷の観点からも、食料資源を大切にするという環境へ配慮した食育を推進することが必要。

(平成12年3月23日 文部省・厚生省・農林水産省決定)



# 1 農林水産省における食育の推進

## 【目的】

食料の生産から消費にわたる各段階を通じて、消費者に健全な食生活の実践を促す取組や、食や農林水産業への理解を深める活動を支援し、食育を国民運動として展開し、国内需要の増大にもつなげる。

## ○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)(抜粋)

- ・ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、消費者各層の特性に適した方策を検討し、実施
- ・幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供により、食や農林水産業への理解を増進
- ・健康で豊かな生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」の推進に資する消費者への情報提供などの取組を促進
- ・地域の農産物の学校給食への安定供給体制を構築するなど、関係府省が連携しつつ、地産地消を推進
- ・日本人の伝統的な食文化である「和食」が、ユネスコの無形文化遺産に登録(平成25年12月)されたことを踏まえ、「和食」の保護・継承を本格的に推進

## ○今後の食育推進施策について(最終とりまとめ)(平成27年3月6日公表)(概要より)

現場の農林漁業、調理、栄養、食文化等食育活動を実践する食育実践者と連携して、食への関心が低い層を中心に、消費者各層の多様な特性やニーズに対応した食育を推進する必要がある

# ○ わかりやすく、実行性の高い「日本型食生活」の推進

○「日本型食生活」については食生活の現状を踏まえ、国民各層が理解しやすく、かつ、実行性が高いものとなるよう推進していく必要。

食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく、食育推進基本計画において、食生活の改善、生活習慣病の予防、国民の健康増進の観点から、「栄養バランスに優れた日本型食生活の実践を促進する」とされている。



## ごはんを中心とした 「日本型食生活」のススメ

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活です。

- ① 「日本型食生活」を一食、一日単位ではなくとも、数日から一週間の中で組み立てる。
- ② 日本の気候風土に適した多様性のある食として、地域や日本各地で生産される豊かな食材も使い、健康的で栄養バランスにも優れている。
- ③ 「日本型食生活」の要素は、ごはんと汁にバラエティのあるおかずを組み合わせた「和食」の基本形と言うべきものである。ごはんには麦や雑穀を加えてもよいし、汁にも様々な具を使うことが可能であり、おかずはハンバーグ、野菜、乳製品など様々なものを取り入れることが可能である。
- ④ ごはんと組み合わせる主菜、副菜などは、家庭での調理のみを前提とせず、中食、冷凍食品、レトルト食品、合わせ調味料などの活用や外食との組み合わせも可能である。

（平成27年3月 今後の食育推進施策について（最終とりまとめ）より）

## ごはんをベースに中食を組み合わせた日本型食生活の例



# ○ 農林漁業体験（教育ファーム）を通じた食育の推進

- 「食」に関する関心や理解を増進するとともに、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めるため、教育ファーム等農林漁業体験の機会の提供を積極的に推進。
- 食や農林水産業の重要性の理解を通じて国産農林水産物のサポーター増につなげる。

## 教育ファームについて

### ○教育ファームとは…

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。

#### 《期待される効果》

- ・ 生産者と消費者との信頼関係の構築
- ・ 食と農林水産業への理解
- ・ 食品の安全性への理解
- ・ 食品ロスの発生抑制 等

→ 国産農林水産物のサポーター増につなげる

〔 食育基本法(平成17年法律第63号)  
第3条、第23条関係 〕

## ○農林漁業体験の取組事例

### 西三河農業協同組合（愛知県）

西尾市内小学校全18校を対象に、教諭、地域農業協力者、地域住民、PTAの協力を得て米作り体験学習を実施。

毎年3月に全小学校教諭、地域農業協力者、行政関係機関が集まり、意見交換会を実施し、次年度の取組に反映するなど、地域ぐるみで継続できる体制を確立。

(平成29年度 食育活動表彰 農林水産大臣賞)



田植え体験

### 特定非営利法人 だいずきっず（愛知県高浜市）

一般市民、養護学校、福祉団体児童、関係企業の家族などの親子を対象にした「だいずプロジェクト」（大豆の種まきから収穫、豆腐作りまでの一連の体験活動）を軸に、食育活動に取り組んでいる。

(平成27年度 食と農林漁業の食育優良活動表彰 農林水産大臣賞)



枝豆収穫

## ○ 農林漁業体験活動の効果

- 農林漁業体験、加工・調理体験、食体験、工場見学など食料の生産から消費に至るまでの一連の体験活動を組み合わせることは、消費者の食や農林水産業の理解増進にきわめて重要。
- 学校教育のみではなく、幅広い世代に応じた質の高い体験機会の提供を推進。

### ● 食に対する意識の高まり

#### 農業体験をきっかけに、意識が強まったこと

なるべく日本産を選んで食べる (78%)

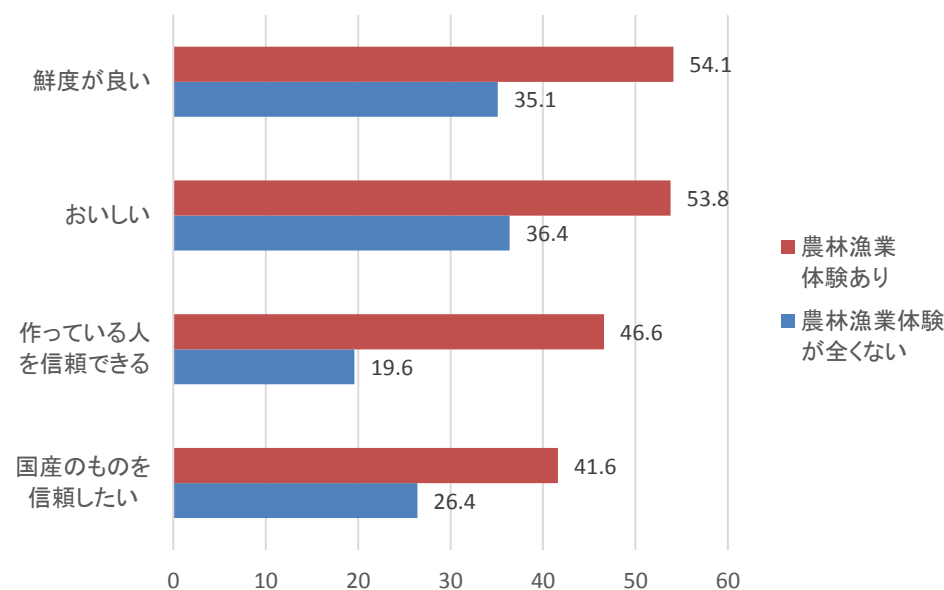
食事はなるべく残さず食べる (86%)

栄養バランスのとれた食事を心がける (78%)

旬の食材を日々の食卓に取り入れる (66%)

### ● 生産現場への理解や信頼が醸成

#### ○ 国産野菜を選ぶ理由の割合比較 (農林漁業体験の有無) (複数回答)



資料: 農林水産省調べ(「教育ファームアンケート調査」)

注1: 全国の20歳以上の男女を対象とした調査(平成27年3月公表)

注2: 「農林漁業体験あり」はアンケート調査(回答総数662人)。「農林漁業体験ありが全くない」はインターネット調査(回答総数1,983人)。

# ○ 地産地消とは

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。  
食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農林水産物の6次産業化につながるもの

## 取組の具体例



直売所での地場農林水産物の直接販売



地場農林水産物を活用した加工品の開発



学校給食や社員食堂での地場農林水産物の利用



地域の消費者との交流・体験活動

## 取組の効果例

### ○「生産者」と「消費者」の結びつきの強化

- ・消費者にとっては、「顔が見える関係」で生産状況なども確かめられ、新鮮な農林水産物を消費できる
- ・消費者ニーズに対応した生産が展開できる
- ・自給率の向上につながる
- ・消費者と生産者の交流が図られ、食育の機会として重要
- ・地域の食材を活用して地域の伝統的な食文化の継承につながる

### ○地域の活性化

- ・生産者と関連事業者等との連携による地場農林水産物の消費の拡大
- ・小規模な生産者に所得機会を創出

### ○流通コストの削減

- ・流通コストが削減され、生産者の手取りの確保につながる
- ・輸送距離を短くして地球温暖化等の環境問題に貢献

# ○ 地産地消の取組の状況

- 地域の生産者と消費者の結びつきを強化し、消費者の需要に対応した生産を行うこと等を通じ、地域の農林水産物の利用を拡大する地産地消の取組が全国で展開。
- 地域の農産物を生産者が直接消費者に販売する直売所は、全国で約23,600ヶ所で推移、年間総販売額は約1兆円。
- 食育にもつなげる学校給食における地域の農林水産物の利用割合は約26%。
- 農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数は約925万人。

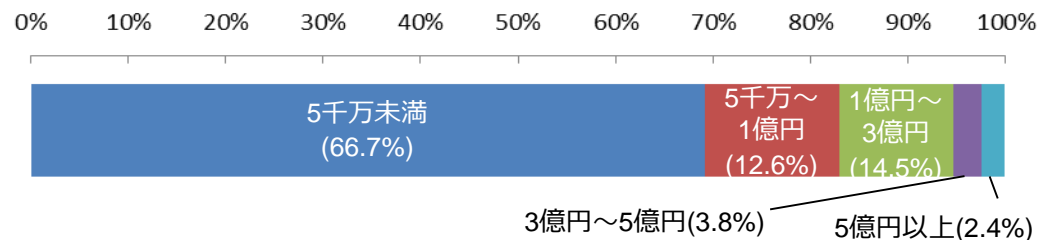
## ■ 直売所の状況

	23年度	26年度	27年度	32年度 (目標)※
直売所数 (事業体)	22,980	23,710	23,590	—
総販売額 (億円)	7,927	9,356	9,974	15,600 (平成27年度の市場規模 の見直し)
1直売所当たり販売額 (万円)	3,450	3,946	4,229	—
1億円以上の直売所割合 (常設店舗・通年営業) (%)	17.3	20.3	20.7	50

資料：農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

※ 32年度目標は「農林漁業者等による農林漁業及び関連産業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」における目標値

## ■ 平成27年度年間販売金額規模別農産物直売所の割合 (常設店舗・通年営業)



資料：農林水産省「平成27年度6次産業化総合調査」

## ■ 学校給食における地場産物・国産食材の利用状況

	24年度	27年度	28年度	32年度 (目標)※
地場産物	25.1%	26.9%	25.8%	30.0%以上
国産食材	76.8%	77.7%	75.2%	80.0%以上

資料：文部科学省「学校給食における地場産物の活用状況調査」「学校給食栄養報告」

※ 第3次食育推進基本計画における目標値

参考：地場産物利用状況 (H16:21.2%、H21:26.1%)

## ■ グリーンツーリズム施設宿泊者数

19年度	25年度	32年度 (目標)
813万人	925万人	1050万人

資料：農林水産省農村振興局調べ

# ○ 学校給食での地場産農産物の活用について

- 学校給食法の改正（平成20年6月成立、平成21年4月施行）により、学校給食において地場産農産物の活用に努めることなどが規定されたところ。
- 食育基本法に基づく第3次食育推進基本計画（平成28年3月策定）において、学校給食での地場産物の利用割合を平成32年度までに30%以上とする目標を定め、取組を推進してきたところ（平成28年度25.8%）。また、国産の食材を利用する割合は平成32年度までに80%以上とする目標を定め、取組を推進してきたところ（平成28年度75.2%）。



生産者が講師となった学習会



生産者との交流給食



生産者による納品

## 学校給食での地場産物活用の意義

- 児童生徒がより身近に実感をもって、地域の自然、食文化、産業等について理解
- 食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解
- 生産者や生産過程等を理解することによる食べ物への感謝の気持ち
- 新鮮で安全な食材を確保
- 流通に要するエネルギーや経費の節減、包装の簡素化等による環境への貢献
- 生産者側の学校教育に対する理解と連携・協力関係の構築
- 日本や世界を取り巻く食料の状況や食料自給率に関する知識や理解を深め、学習意欲が向上

<出典> 「食に関する指導の手引き—第1次改定版—」（平成22年3月 文部科学省）

# ○ ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化

- 平成25年12月4日、我が国からユネスコ無形文化遺産に登録申請していた「和食;日本人の伝統的な食文化」の登録が決定。
- 登録を契機として、日本食文化を未来に向けて守り伝えていく機運に繋げることが重要。

継続的なPRによる関心の維持

食育等による保護・継承

さらに

- 登録による世界的な日本への注目
  - 2015年ミラノ万博  
(テーマ:地球に食料を、生命にエネルギーを)
  - 2020年東京オリンピック・パラリンピック
- 海外への日本食文化発信等の絶好の機会**

## 【ユネスコ無形文化遺産とは】

- 「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。
- ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施。
- 海外の食分野では、フランスの美食術、地中海料理、韓国のキムジャンなどが登録。

## 和食とは？

「自然を尊重する」というところに基づいた、日本人の食慣習

「和食」の特徴①：

### 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

南北に長く、海、山、里と表情豊かな自然が広がる日本の国土。各地で地域に根ざした多様な食材が用いられ、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。



「和食」の特徴②：

### 健康的な食生活を支える栄養バランス

一汁三菜を基本とする食生活は栄養バランスがとりやすく、だしの「うま味」や発酵食品をうまく使い、動物性油脂の摂取量もセーブ。日本人の長寿や肥満防止に役立っています。

「和食」の特徴③：

### 自然の美しさや季節のうつろいの表現

季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節にあった調度品や器を利用するなど、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも和食文化の特徴のひとつです。



(c) Masashi Kuma, 2006

「和食」の特徴④：

### 正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、食の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきました。





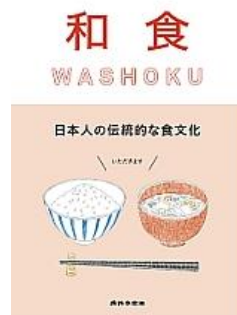
# ○「和食」の保護・継承に向けた取組（①情報発信）

- 国民の「和食」への関心を高めるため、「和食」の特徴等をまとめたパンフレットを広く配布。更に「和食」のユネスコ無形文化遺産登録に至る経緯や、農水省の「和食」関連イベント等に関する情報をHPで発信。

## 「和食」に関するパンフレット

### ○「和食」ガイドブック

「和食」の特徴、歴史等をまとめたパンフレットを作成し、全国に広く配布。既に希望者を対象に5万部以上を配布。



### ○「和食給食」パンフレット

平成27年度及び平成28年度に実施した和食給食推進事業の実施事例等を取りまとめたパンフレットを作成し、全国の小学校の栄養教諭等へ配布。

H26



H27



H28



### ○「和食」を未来へ。

「和食」の保護・継承に向けた検討会（平成26年11月～平成27年3月）で、保護・継承措置の対象範囲の考え方等について取りまとめた内容を報告書として作成。



### ○和食文化を守る。つなぐ。ひろめる。

「和食」の保護・継承に向けた検討会（平成27年9月～平成28年2月）において、食生活に関するアンケート調査結果や効果的な継承のための手法について取りまとめた内容を報告書として作成。



## ホームページによる「和食」の情報発信

### ○「和食」のユネスコ無形文化遺産

登録の経緯から、「和食」に関する農林水産省の様々なイベント等に至るまでホームページで情報発信。



# ○「和食」の保護・継承に向けた取組（②教育現場及び食育の取組）

- 和食文化を次世代に継承していくため、子どもたちや子育て世代に対して、和食文化への関心と理解を育むための事業等を推進している。
- また、食育による食文化の保護・継承を推進しており、都道府県等が行う活動の支援等に取り組んでいる。

## 次世代を担う子ども達への「和食」継承活動の推進

### ○ 第2回全国子ども和食王選手権

- ・子ども世代に対する行事食や郷土料理等と和食文化の普及のため、低学年はお絵かき、高学年は郷土料理の発表や豆運び競争等で和食王を目指す選手権を平成29年12月3日に開催予定。

第1回目(H28)  
の様子



【和食王部門】優勝  
秋田大学教育文化学部  
付属小学校



【お絵かき部門】全国金賞  
ぐしけん りお  
「重箱料理」具志堅 陸桜

## 子育て・若者世代への和食文化普及推進

### ○ 子育て・若者世代への和食文化普及推進事業

- ・妊婦や子育て中の母親・父親を対象として、和食離乳食や年中行事を通して和食文化を普及するための効果的な手法を開発。
- ・子育て世代と接する機会の多い行政栄養士等を対象として、和食料理人等による和食文化の講義・調理実演を実施。



## 食育による地域の食文化の保護・継承活動の推進

### ○ 地域の魅力再発見食育推進事業

- ・都道府県、市町村、民間団体等が実施する農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、郷土料理教室等食文化の継承のための活動を支援。



### 【和食給食の普及】

- ・幼少期は食の大切さを学ぶ重要な時期であり、和食文化を伝える場として、給食の果たす役割は重要。
- ・和食給食の献立の開発・提供の取組を実施。
- ・子供や学校給食関係者を対象にした和食に関する授業や調理体験を実施。



## (1) 食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

## 背景と課題

第3次食育推進基本計画  
の決定(平成28年3月)

## &lt;重点課題&gt;

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進等

## &lt;目標(H32)&gt;

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が内閣府から農林水産省へ移管(平成28年4月)

第3次計画の目標達成に向けた  
地域における総合的な食育活動を支援

## ○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

## ○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



○交付率：事業実施主体へ  
1/2以内

○交付先：都道府県

○事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加等

第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

## (2) 食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進（支援対象活動）

### 具体的な取組事例

#### 1 食育推進検討会の開催や普及啓発資料の作成

【具体例】

- 市町村食育推進計画の策定に向けた基礎資料の整備
- 食育の状況や地域が抱える課題を把握するためのアンケート、ヒアリング等の調査
- 食育を推進するための啓発資料の作成

#### 2 シンポジウム、展示会、交流会等の開催

【具体例】

- 食育の専門家等を招いたシンポジウムやパネルディスカッション等の開催
- 食育を推進している個人・団体・事業者等の優良な取組を共有する展示会等の開催
- 食育に取り組む者が課題解決に向けたヒントを得るための交流会、セミナー等の開催

#### 3 食文化継承等のための取組

【具体例】

- 地域食文化の継承のための親子料理講習会や食育授業の開催
- 地域の食材を活用した日本型食生活をテーマとする講義や料理講習会の開催
- 地域の伝統食の料理方法(食材、レシピ等)をまとめたパンフレットの作成



#### 4 和食給食の普及

【具体例】

- 幼児や児童・生徒を対象にした食育授業や調理体験の実施
- 学校関係者や保護者を対象にした和食給食を推進するためのセミナーの開催
- 和食給食の献立の開発、レシピをまとめた資料の作成



#### 5 共食の場における食育活動

【具体例】

- 共食の場の立ち上げ
- 地域の共食ニーズを把握するためのアンケート、ヒアリング等の調査
- 共食の場において、地域の農業者や食文化の継承者を招いた食育の取組の実施



#### 6 農林漁業体験の取組

【具体例】

- 生産者のほ場における植え付けや収穫などの農業体験や収穫物を使った調理体験
- 農林漁業体験プログラムの企画開発などの検討会
- 農業体験用のほ場管理のための経費の支援



#### 7 食育推進リーダーの育成や活動促進

【具体例】

- 地域の食育を推進するリーダーを育成するための専門家等を招いた講座の開催
- 食育推進リーダーが次世代リーダーを育成するためのセミナー等の開催
- 食育に取り組む個人・団体・事業者等の活動を支援する食育推進リーダーの派遣

#### 8 食品ロスの削減に向けた取組

【具体例】

- 地域の商店等の関係者が連携して実施する食品ロス削減に向けたイベント等の開催
- 食品ロスに関する意識調査や地域特有の食品ロスを把握するためのアンケート調査
- 食品ロスを削減するためのセミナー開催、啓発資料等の作成

(2) 国産農産物消費拡大事業のうち「和食」と地域食文化継承推進事業

第3次食育推進基本計画(平成28年3月食育推進会議決定)を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくため、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある層を中心に、和食文化の普及活動や情報発信を実施

現状と課題

- 第3次食育推進基本計画に掲げられた食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を推進する必要。
- 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、和食文化を継承していくには、食習慣を形成・転換するキッカケのある時期の人々をターゲットにする必要。
- 和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備が必要。

「和食」と地域食文化継承推進事業

「和食」継承事業(委託事業)

幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある者に対し、和食文化に慣れ親しむための普及活動を実施。和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備を実施。

幼少期      青年期      壮年期      老年期

【食生活形成期】

- ・幼児が味覚の形成期に和食に慣れ親しむことで和食好きとなる。
- ・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。



【育児期】

子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。



「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信して、保護・継承に向けた機運の醸成を図る。



他事業との連携

和食給食普及マニュアル(学校栄養士向け)  
育児世代向け和食普及マニュアル(保健師向け)等の提供

【食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち食文化の継承事業等、当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援。

・地域食文化の継承、和食給食の普及 など



和食文化の普及・継承、地域における食育の推進

・第3次食育推進基本計画の目標達成  
・国産農林水産物の消費拡大

**(3) 地域の農林水産物の利用の促進に関する支援策**

【平成30年度予算概算決定】

## 【地場農産物の利用拡大】

地域資源を活用した新商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援。

**1 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大**

地場産農林水産物・食品の生産量や需要量等の調査、研修会の開催、メニュー・加工品開発等を支援



(メニュー・加工品開発)

**2 直売所の売上向上に向けた多様な取組**

直売所の運営体制強化に向けた検討会の開催、インバウンド等需要向けの新商品の開発・消費者評価会の開催、観光事業者等とのツアーの企画、集出荷システムの実証等を支援



(新商品開発)

## 【地産地消コーディネーターの育成・派遣】

学校等の施設給食への地場産農林水産物の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材の育成・派遣を行う取組を支援。

**1 コーディネーター育成**

学校等の施設給食での地場産農林水産物の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するため、専門的知見を持つ人材を育成するための研修会を行う。



(研修会の開催)

**2 コーディネーター派遣**

地域における学校等の施設給食へ地場産食材を安定的に供給するためのシステムの構築を支援するため、コーディネーターの派遣を行う。